

云々(墨)

○鍋島加賀守黒田如水

黒田如水鍋島直茂モ密ニ通シケルト也殊ニ鍋島ハ先年隆信ノ時ヨリ

深キ^{ママ}意恨アル故也皆御国ノ英武ヲ悪ミケルナリ(墨)

(注) 注の見出しは私に付けたものである。

ハ城郭曲ナルヲ此時北郷勢城兵ヲ逐シリソケ陣柵ヲ破リテ仕寄りヲ
附タルナリ(墨)

○勘解由某

何勘解由ハ北郷大炊介被官ナルカ庄内居付ニ成テ今此陣ニ中原ヲ打
タルナリ(墨)

○春田主左衛門

春田主左エ門ハ東郷重位ノ高弟ニシテ示現流ノ達人ナリ(墨)

○小川半介・内村半平の墓等

志和池ノ城跡見ルニ東垂レノ口ノ上大日堂ノ城地ニ小川内村カ墓ア
リ共ニ小川半平内村半介トアリ通称粗語セリ何レカ是ナルヤ但此墓
ハ明和年中新田開キノトキ共ニ堀出シタリト

志和池城モ此時城岸八間掛リ崩シタリト墓ノ銘ニ慶長四年十二月八

日トアリ蘭木治右エ門墓モアリ同日付ナリ志和池城ハ北原家ノ持城

ニテ白坂下総介城主トシテ籠リシト今墓小川墓ノ側ニアリ齒ノ願ヲ

聞クト云

蘭木治右エ門子孫今志和池城地ニアリテ所ノ嚮役ヲ勤ム(墨)

○春田主左衛門の箭文

此箭文ノ書状ハ普ク群書ニ載スルヲ以テ爰ニ查出ス文言等全ク後世
ノ偽作ニ相違ナシ(墨)

○柳川原対面の場

柳川原対面ノ場ニ明和新田開キノトキ郡奉行ノ神宮司筑兵衛碑石ヲ

建ツ今現存ス(墨)

○春田主左衛門(上欄)

春田主左エ門ハ後ニ宮内弁介肥後慶右エ門ト喧嘩シテ宇都八兵工尉
檢使トシテ至リ切腹ナリ伊地知大膳夢物語ニアリ(墨)

○平田民部左衛門武彦左衛門

平田民部左エ門ハ当平田平六先祖武彦左エ門ハ当武元庵祖ノ由(墨)

○中村兵部左衛門尉

中村兵部左エ門ハ子孫今佐土原ニ在リ右馬頭以久ニ仕フ佐土原分家
ノトキ庄内ノ浪士多ク抱タル由ナリ(墨)

○川上忠實

川上六郎兵エハ子孫垂水ニアリ(墨)

○伊集院源次郎母子

源次郎母弟三郎五郎千次郎共ニ城州鞍馬へ忍ヒ居テ色々幸侃以來知
音ノ大名へ計略ヲ為ス故内府公ヨリ被引渡御国ノ様ニ被下一往鹿兒
島へ被召置后阿多へ被置ナリ初メ歸路肥後熊本ニ至リ加藤清正へ歎
願シテ庄内後救ノ事ヲ議ルコト切也然ルニ初ヨリ陰ニ之ニ應シテ兵
糧玉葉等ノコトヲ竊ニ商人ニ託シテ贈送スト雖トモ陽ニ相應スルコ
ト不能唯其斯會ヲ以テセントス(墨)

○出水の警衛

新納旅庵出水城地経営境目警衛ノ為ニ慶長四年出水ニ下リ居テ始終
カ御国ヲ闕闔スルヲ壓ヘタリ同五年上方ノ事ヲ聞急ニ出水ヲ発スト

（ママ）

子美作守親北郷作左エ門三久同髯肝付彈正兼寛幸侃三男三郎五郎養親伊集院兵部少輔一族ナリ本田内蔵丞親孝幸侃孫ナリ大炊太夫二男

（朱）

○田代甚助・阿多甚左衛門

此二人者竜伯公御近習衆也今ノ御側役ノ如シ（朱）

○坂之上より通路断絶

通山ニ関ヲ居ヘテ往還ヲ差塞ク財部都城ヨリ交々番持ニシテ之ヲ守

ルト云（墨）

○米良氏

米良ハ代々肥後ノ米良ヲ領ス元龜年中ヨリ幕下ニ属ス秀吉西征ノ時

相良ト一所ニ秀吉ニ属ス因テ旧好ヲ以テ此般加勢ヲナス処ナリ当米

良九郎右エ門本家ハ当交代寄合米良主膳也（墨）

○山田城攻めの冒頭上欄

霧島ノ坐首坊池之坊手負也（墨）

○山田城攻めの上欄

上床吉右エ門ハ新納忠元ノ手ニ先登シ無比類働シテ打死ス

山田ノ城攻落サレ御勝利ニ因テ即翌日帖佐彦左エ門尉ヲ伏見ヘ為上

セ惟新公ヘ合戦ノ趣キヲ被申上云々（墨）

○恒吉之城

当城北郷居付ノ者四十余人籠城ス依之小杉丹後守潜ニ婦女ヲ以テ婦

参ヲ計ル故ニ一戦ニモ不及開退クト云々（墨）

○重信十次郎伊野谷与三左衛門尉

重信ハ越後カ子伊野谷子孫下町人トナル（墨）

○山口勘兵衛尉直友

山口直友御家ニ付彼是懇切ノ訳ヲ以テ弟ノ五郎兵衛ヲ御貫ヒ五百石

ニテ被召抱子山口内蔵介当山口五郎兵衛地方檢者也（墨）

○財部合戦

財部合戦ハ普通ノ庄内軍記等ニ載ストイヘトモ唯平田吉田ノ事實ヲ

記スル者也然ルニ予諸家ノ覚書等ヲ纂テ之ヲ校シテ之ヲ録ス（墨）

○吉田大蔵平田三五郎

吉田大蔵ハ当吉田七郎祖也平田三五郎ハ国分郷士平田仁左エ門祖也

（墨）

○東条休右衛門尉

事条休右エ門尉ハ財部壽福坊之ヲ打捕ル（墨）

○神田橋又兵衛尉

神田橋カ戦死ノ場ハ八幡城口ヨリ凡二町半計アリ（墨）

○森田御陣

森田御陣ノ渥ノ深サハ二間三尺アリシト云（墨）

○井樓

本丸ト茶蘭尾ノ井樓トノ間ワツカ二十八間隔ルト云（墨）

○茶蘭ケ尾

茶蘭ケ尾ハ城ノ本丸ト對タニシテ森田御陣ヨリハ一段卑シ爰迄ニテ

テ家臣在伏見番トシテ人数七十五人出立ス（墨）

○伊集院家、忠恒共蟄居の上欄

東福寺へ内府公ヨリ伊奈圖書介ヲ以テ白鳥并御樽ヲ玉フ其後兩度ニ及ヒ御音信アリ

高雄山へ御蟄居ノ前嗟^{ママ}哦^{ママ}ノ角ノ倉第へ中二日被御坐夫ヨリ御登山ナリ（墨）

○大川原山

財部ノ大川原山ハ都之城ヨリ五里計アリ（墨）

○伊集院氏方名寄せの上欄

伊集院五兵衛ハ豊後守忠朝ノ弟左馬介久盈ニ男大隅守芳忠一子ナリ久敦ト云伊集院右馬助久稔ノ養子トナル支族ヲ以テ幸侃ニ従事ス

五兵衛久敦妹乃比志島左馬介義貞ノ妻トス幸侃甥ナリ（墨）

○白石永仙

白石永仙ヲ根來ノ出家返リト云説アレトモ実ハ一向僧ナランカト或人ノ説幸侃ハ一向僧ヲ帰依ナリシ故ニ家紋迄^レヲ改メテ上リ藤ニ改メシト云（墨）

○比志島式部太輔

比志島式部太輔ハ幸侃差次ノ弟也比志島家相續此トキ親族ニ因テ此會儀ニ来合セシカ詳ナラス但シ比志島惣領也子左馬介義興其子監物

當比志島静馬也（朱）

○伊集院忠真（章段末の下から左へ）

忠真通称ヲ源次郎ト諸記録等ニ相見得候得共系圖ハ因ヨリ自筆ノ書ニ源四郎トアリ是実正且又先祖熙久初名源四郎ト称ス後大隅守ト云（朱）

○守護方布陣の上欄

福山ハ山田有信ノ地頭ニテ次テ嫡子有栄ニ至ル爰ハ庄内ノ咽喉ノ地ニテ鹿府へ打テ出ルニハ必ス福山ニ扱ルヲ以テ便也トス故ニ或時幸侃此地ニ有信在ツテハ大ニ妨ケナルヲ以テ余人ヲシテ此地ヲ繰替ンコトヲ欲ストイヘトモ原ヨリ有信ハ幸侃カ逆謀ノ根萌ヲ知タル故是ニ不應トイヘリ

肥後ノ加藤清正ハ御家ノ英武ヲ嫌忌シテ色々御国ノ鋒先ヲ折ントス故ニ此時モ内通シテ密々庄内へ計策ヲナシケルト云依之第一境目大口ヲ念遣ニ思召ケル也（朱）

○相良新右衛門長辰

始メ稻留新介後相良日向入道ト号ス（朱）

○平田太郎左衛門増宗

平田増宗モ最ヨリ幸侃一味ニテ専ラ事ヲ執リシモノナルカ幸侃誅罪ニ依テ心ヲ更メシモノカ故ニ世ニ増宗ハ其逆謀ニ與セシ罪ニ依テ押川公近ヲシテ討シメ玉フト云ハ新納ノ風説也然シ全ク事跡ナキコトニアラス之ハ忠恒公ノ御家續一件ノ入組ニ依ツテ也

幸侃一家親族ハ吉利杵右エ門妻ノ宿本為メニ甥ナリ白坂式部少輔篤国同妻ノ妹智比志島式部太輔義基幸侃弟本田大炊太夫公親幸侃智長

中務大輔家久公モ此事ヲ奉告玉フトイヘトモ未慥成証跡ナキ故黙止玉フト云々

慶長ノ頃ニ至テ弥反逆ノ氣密嚴然トシテ御家甚タ危篤ニノソミ朝鮮軍旅最中旁大事ナルニ因テ慶長元年私ニ自朝鮮国肥後勝兵工尉盛吉ヲ以テ幸侃ヲ可被誅ノ御内意ヲ於名護屋義久公へ雖奉伺公御同意無之云々

川上久国記ニ云前略ニ朝鮮ヨリ御歸陣十一月廿四日築前国蓮生津ニ着船兩君御坐船モ同断ナリ然ル処石田三成家老雜賀内膳ヲ使者トシテ早々博多へ御廻船有ルヘシトテ平駄船數艘來ル惣余ハ本船ヨリ可廻船旨被仰付博多へ御着岸則チ三成御見廻被申御歸陣御祝儀トシテ長光ノ御太刀貞宗ノ御短刀進上也此時久首御茶ノ通ヒシテ三成ノ說話被聞伊集院幸侃不臣ノ旨委曲被申上始テ聞之而驚人云々馮之時ハ幸侃カ不臣伏見ニテ發言ニ限ラス前以ヨリ如斯カ

山田有信太閤入ノ後福山ノ地頭ニテ鹿兒島ノ藩鎮トシテ咽喉ノ地ヲ壓へ候ニ因テ幸侃庄内ヨリ兵ヲ出シテ鹿府ニ逼ランニハ有信ノ智勇難敵コトヲ計リテ或時^レ有信ヲシテ外ノ大外城へ轉住センコトヲ示ストイヘトモ有信疾ク其氣ヲ察シテ之ニ不應ト云々(朱)

○幸侃伏誅の事

幸侃御成敗ニ付テハ別テ御機密ニシテ殊ニ大身ナル故彼是御遠慮ヲ被廻御元義久公へ再往ノ御掛引御窺ノ儀有之依テ仁礼小吉ヲ以テ潜ニ帖佐彦左エ門宗辰ヲ被召寄幸侃逆謀既ニ露顯ノ上ハ速ニ誅伐無

之候テハ御家ノ御大事ナル趣キヲ以テ龍伯公へ被仰上其上ハ伏見ニ於テ御内敗可被成旨具ニ相窺ハレ且ツ江夏友賢へ日取ノ儀為致早々可罷上由被仰付即チ伏見ヲ立テ罷下於御看經所ニ此旨趣申上御許ヲ奉リ且ツ友賢日取ヲ首尾シテ直ニ上京シ御誼ノ趣キヲ申上云々而シテ幸侃御成敗ノ前夜別府小吉ハ彦右エ門智二依テ其時御相打ヲ申聞置様ニ命シ玉フ故其趣ヲ示ス故ニ小吉御茶ノ通ヒニ侍シテ豫メ其用意ヲナシ置ケル也幸侃合志ノ者多之ヲ憚リテ密ニ女房一ノ臺ヲ以テ御内意申上現ニ被召寄候様ニ願上事立サル様ニ計リシト也一ノ臺ハ公ノ御寵愛ノ御目掛ト云如キ女房也(墨)

○別府小吉

別府小吉ハ後仁礼藏人頼景ト云御使役任ス始景親小吉幸侃御助打ヲスルニ御脇差ヲ賜フ之ヲ以テ留ヲ打ト云ヘリ此脇差今ニ男家仁礼惣太夫家ニ之アリ此時小吉年二十歳也右ノ賞トシテ翌五年十一月高百石ヲ賜フ(墨)

○伊集院家への使者

幸侃妻ノ兄吉利下總守忠澄此子即左右エ門尉忠張后下總守山城守ト号ス白坂篤国妻ハ幸侃妻ノ服違^(マ)ノ味也吉利左右エ門へ幸侃妻此時氏房ノ刀ヲ遣ス

幸侃妻ハ吉利右エ門太夫久定ノ女也忠恒公於伏見長千代丸ヲ被召出幸侃返逆ニ依テ誅セラレシ上ハ如故庄内ノ本領下シ玉フヘシトテ正廣ノ御腰物ヲ下シ玉フ則三月中旬在所祢答院へ下着同月十日ニ先立

二巻本『庄内軍記』の第二十八章「間の牆を結る、事」の前半が使われている。日時上は「阿和井ヶ塚合戦^付 中原中将坊討死之事」と同日の事である。

荒瀬合戦之事

二巻本『庄内軍記』の第二十九章「荒瀬伏兵の事」に依っている。ここには「森田御陣志和池之^城○囲事」に出ている有村三郎兵衛が登場している。

ト二巻本『庄内軍記』を使っていないもの

(1)

被進忠實和儀^付 評議之事

「拾遺」に載せられている十月二十五日の義弘から忠恒に送られた書状以外は何に依ったか詳にし得ない。

チ二巻本『庄内軍記』で利用されなかつた章段

(1)

凶會日の事^付 新納拙齊^{ゆめあわせ} 圓の事

以上のことから、『庄内陣記』が、二巻本『庄内軍記』や「拾遺」、並びに『日州庄内軍記』、その他の伝承・記録を編集、著述して成ったものであることは明らかであろう。又、その方向としては、より詳しく、確かな内容が求められ、更に、記事の集約化も試みられているのではないかと考えられた。

三

最後に、本文は既に北川氏によって翻刻されているが、主に上欄に書

き込まれた注がそのままになっているので、次に記して置く^(注)(本文中のものは翻刻されているので省いた)。

○検地の主意について

検地ノ主意ハ幸侃カ心ヨリ起ル事ハ其通ニテ下心ハ第一御家ノ兵銳ヲ折シ為ナリ依テ地ノ膏^{ママ}□轉移シテ兵鋒大ニ純シ困窮ニ迫ルト云フヘシ(朱)

○検地の係り

検地ノ掛ハ新納旅庵白濱次郎左エ門也惣高三十八万斛ニ及フ(朱)

○嫡子讚岐守忠虎

時久ノ長男常陸介忠恕父ノ勘氣ヲ蒙リ自害ニ男忠虎(朱)

○北郷氏移封の上欄に

細川幽齋三州ノ諸仕置トシテ下向アリテ領地ノ沙汰等アリ因テ各之ニ追從シテ其宜キニ處セラレンコトヲ願フ処ニ町田出羽入道存松独リ私ヲ捨テ唯公家ノ為ノミヲ計ラレケルニ因テ己ハ一所ノ地モ封ヲ受ケス僅カ石谷ノ小村ヲ領シケルト也幽齋後ニ之ヲ賞美スト云々

(朱)

○「天罰起請文」の上欄に

歳久公幸侃カ逆謀ヲ察シ玉ヒ義久公御歸依僧ナル福昌寺住持天海和尚ヲ以テ潜ニ可仰上ト此趣ヲ以テ天海へ被仰含候処天海ハ幸侃入魂ノ上家ニ付由緒有之故却テ公ニ不達上聴此事委一幸侃ニ告ク因テ幸侃甚タ歳久公ヲ恨ミ憤リテ終ニ歳久公ヲ讒殺スト云々

上も矛盾はなく、内容上も前章段とここは伊集院方が一本取ったよ
うなものである。

山田御陣被移事

二卷本『庄内軍記』の第十六章「御陣を山田城に移さるゝ事」の冒
頭の陣移りを記した後、第十四章「山口直友下向の事」を続ける。

日次上はこちらが矛盾していない。

喜入久政上洛之事

二卷本『庄内軍記』の第十五番目の同名の章段に依っている。日次

上も矛盾はないし、前章段とこの章段は「山田之城攻落之事」に続
く、二つ目と三つ目の事柄でもあったのだ。

志和池之城軍之事

二卷本『庄内軍記』の第十九番目の同名の章段に依っている。

財部合戦之事

二卷本『庄内軍記』の第二十章「財部軍之事 付平田三五郎戦死之事」

に依っている。外に「拾遺」の「隅州国分ノ古老ノ傳説」から中村
弥七のことを採っている。日次上からは、次の「小松ケ尾合戦之事」

より後になるのだが、白毛峠に陣を置いたということが続けたので
あろうか（二卷本『庄内軍記』でも変わらない）。

小松ケ尾合戦之事

二卷本『庄内軍記』の第二十一章「小松ケ尾合戦の事 付小谷頭軍の
事」の小松ケ尾で合戦が始まるところまでを使っている。又、末尾

に第二十二章「野々三谷の城軍の事」の上井仲五の首が発見された
条を置いている。彼は小谷頭で討ち死にしているので、ここに移す
のも一つの方法（集約化）であろう。

野々美谷城攻之事

二卷本『庄内軍記』の第二十二章「野々三谷の城軍の事」に依って
いる。又、「拾遺」の瀬戸山伊作衛門の談話から神田橋又兵衛の首
実験の条を使っている。日次上の矛盾はない。

阿和井ヶ塚合戦 付中原中将坊討死之事

二卷本『庄内軍記』の第二十五章「阿和井が塚伏兵の事」に依って
いる。日次上は次の「柳川原合戦之事 付鎗合之事」より後日の事に

なる。二卷本『庄内軍記』も同じような配列だが、『庄内陣記』が
前章「森田御陣志和池之○^城围事」の末尾に村尾松清の伏兵を避ける
為の「老功智謀」を配していたのは、記事の集約化ということであ
ろう。

柳川原合戦之事 付鎗合之事

二卷本『庄内軍記』の第二十六章「柳川原口鎗合の事 付小川兄弟戦
死の事」の冒頭から内村半平の酒宴の直前までが使われている。又、

「拾遺」の園木治右衛門尉が討ち死にを覚悟した次第を記した条も
利用され、一方、「掃部介桑山春田働ノ次第」は「伊地知氏佐藤喜
兵衛覚書」に依ったとのことである。

間牆結付仕寄之事

二「拾遺」だけに依ったもの

(2)

隅州渡瀬陣之事 井前田伊之介被召出事

(渡瀬に關所を置いたことは二卷本『庄内軍記』の第二十章「財部軍之事 付平田三五郎戦死之事」にもある)

白毛峠陣之事

右の二章段は「隅州国分ノ古老ノ傳説」を採用したものである。

ホ『庄内衆大塚源右衛門高城籠城陣中之日々記庄内之聞書』を利用して
いるもの(二卷本『庄内軍記』の外に)

(3)

東霧島軍之事

二卷本『庄内軍記』の同名の章段を、金剛仏作寺に關する言及と末尾の虚言の謀によって伊集院方を退却させたところとを除いて利用し、最後に『大塚源右衛門聞書』から北郷方戦死者の名簿を抜き出して付け加えている。

森田御陣志和池之○^城困事

二卷本『庄内軍記』の第二十三章「森田御陣の事 斥候兵の事」を冒頭から使いながら、守護方の陣立ては『大塚源右衛門聞書』のそれで差し換えている。又、志和池の城に垣を巡らした後の順序を変えて、次の章段「井樓の事」を記し、十月十一日の山内因幡守の戦死や有村三郎兵衛尉の譚に繋いで行く。但し、末尾の村尾松清の老功智謀を称える話が何に依ったかは詳にし得ない。

内村半平并武彦右衛門力事

冒頭の小川・内村兄弟が志和池城に籠もることになった経緯は『大塚源右衛門聞書』のそこを利用して(表現の少し異なるものが「柳川原合戦之事 付鎗合之事」の末尾にもある)。それから、二卷本『庄内軍記』の第二十六章「柳川原口鎗合の事 付小川兄弟戦死の事」の内村半平の酒宴の次第が記されて行くのだが、途中、「面会希望の矢文が届いたところと城主伊集院掃部助のそれに対する返事は「拾遺」の「某甲氏持庄内軍記一書」から抜いたという二つの書状が使われている(文面にかなりの異同もあるが)。

へ『大塚源右衛門聞書』を利用していないもの

(14)

山田之城攻落之事

二卷本『庄内軍記』の第十章「山田城没落之事」に依っている。外に、「拾遺」の「古老ノ説」から村尾笑清の装束を採っている(新納拙齋のことは既に本文化しているが)らしい。

恒吉之城開退之事

二卷本『庄内軍記』の同名の第十一番目の章段を前に配し、第十三章「倉野七兵衛戦死の事」をその後が続ける。いずれも守護方の勝利で、記事の集約と評することが出来る。

蛭ヶ嶽伏草之事

二卷本『庄内軍記』の第十三章「蛭ヶ嶽伏兵の事」に依っている。

日高中村侵月野

二卷本『庄内軍記』の第十七番目の同名の章段に依っている。日次

院氏に報じたところも他本にない表現であるが、後ろの忠恒の蟄居の条は二巻本『庄内軍記』の第三章「忠恒公高雄山御牢居の事」の該当部が使われている。

忠實遊獵大川原山付凶音庄内下着家臣着到之事

二巻本『庄内軍記』の「忠真大河原山に遊ぶ事」並飛脚到来の事の前半部、一族諸臣下が都城に馳せ集まる所までを使い、その後「日州庄内軍記」の第五章「山城之国伏見より幸侃内室飛脚都城へ下着」并源次郎忠真逆心之事から一族諸臣下の名寄せを抽き出して、付け加えている。

庄内麓城用意之事

北原を招く所までは『日州庄内軍記』の「山城之国伏見より幸侃内室飛脚都城へ下着」并源次郎忠真逆心之事の名寄せに続く部分が使われている。しかし、北原が都城行きを渋ったところから後は、二巻本『庄内軍記』の第五章「北原注進の事」付忠真評議の事に依っている。猶「忠真評議の事」で、比志島式部少輔が出仕を勧める発言をするところ、及び白石永仙の案に反対した伊集院新右衛門尉の言葉は『日州庄内軍記』のそれで差し換えている。忠真麓城之事 付構拾二之砦事

冒頭部、忠真方が結束した所は「山城之国伏見より幸侃内室飛脚都城へ下着」并源次郎忠真逆心之事に依っている。そして、都城の地勢以下伊集院方の布陣を記したところは二巻本『庄内軍記』

の第六番目の同名の章段をもとにしている。

忠恒公日州庄内御進發之事

忠恒が薩州へ下ったのは四月のことである。『庄内陣記』では、彼の下向から直ちに日州進發へと続くのであるが、ここにも記事の集約化が指摘出来る。さて、この章段は二巻本『庄内軍記』の第九章「忠恒公日州庄内御進發之事」に依っている。ただし、東霧島の伊集院方を追い払ったところや米良氏、山鹿氏の参加の経緯を記したところは『日州庄内軍記』「忠恒公日州御出馬之事」のその部分を利用しているようである（これは「拾遺」の「或記」からの引用部を用いたとも見られる）。

右のように十章段中八章段に『日州庄内軍記』の利用が見られることからすれば、残る二十二章段（『庄内陣記』の本文があるところに限った）にも同程度の関係があることが予想されよう。

残りの章段も同様にして記すが、重要な資料の一つであったと見られる『日州庄内軍記』を欠くので、説明は少し簡略にしたい。猶『庄内陣記』の「柳川原合戦之事」付鎗合之事」末尾の内村半平についての諸伝を載せたところ、及び、「被進忠實和儀」付評議之事」は内容が繁雑で、他と印象を異にし、草稿か覚え書きの類かとも思われる。

ハ資料になったものを見出せない章段

嶽伏兵之事

天神ヶ尾仕寄之事 付迫合之事

れたのは文脈の自然な流れと記事の集約を計るということである。少将忠恒公就庄内籠城薩州御下向之事

『庄内陣記』では「自守護方庄内入忍事」の次に置かれているが、これは二巻本『庄内軍記』の、「忍を庄内に入る事」の前に配されている「忠恒公御下向の事」の、「貞享三年於江戸被差出処ノ御當家ノ傳記」（「拾遺」所載）に一致する部分を除いたものが使われている（義弘が下向しなかつた理由を認めることが出来なかつたこと等に依るのでろう）。筋としては、国許では戦いこそ始まつていないものの、臨戦状態に這入つて、その為忠恒の帰国が促されたことになる。

口利用している章段

(8)

伊集院幸侃隠謀驕奪之事

二巻本『庄内軍記』の第一章「島津之幕下本領改替之事」の冒頭から忠棟が家老となり、肩を並べる者も無い程の権勢を持ったところまでを、伊集院氏の系譜を述べた部分を除いて先記し、次いで、『日州庄内軍記』の第一章「関白秀吉公薩州御下向并幸侃逆心之事」の忠棟の隠謀の根源を語り出す口調を借りて、それを述べて行く。但し、『庄内陣記』の根源は忠棟の野心の他に、他本には見られない彼の一向宗帰依ということにも求められて行き、独自の内容となっているようである。更に、根源を記し終わつたところには、二巻本『庄内軍記』の一文が利用され、その後の秀吉軍との戦いのうち、

忠棟が逸早く降参する条は『日州庄内軍記』が使われている。

三ヶ国檢地竿入并本領所替之事

前記。但し、章段末の諸城主の所替の記事が何に依つたかは詳にし得ない。

忠棟入道幸侃都之城御朱印被宛行事

二巻本『庄内軍記』の第二章「忠棟か陰謀露頭の事付誅せらる、事」を冒頭から使いながら、幸侃の所領を記したところは「拾遺」の「朱印目錄」で差し換え、更に、『日州庄内軍記』の第二章「北郷時久都城より宮之城へ移并幸侃ハ鹿野屋より都城へ移る事」から都城へ移つた幸侃一族の名寄せを抜き出して挿入している。しかし、中程からの幸侃の言動やこれに対抗する守護方武将の動きなどの記述や起請文等の文書が何に依つたかは詳にし得ない。

幸侃於伏見邸伏討之事

「忠棟か陰謀露頭の事付誅せらる、事」の秀吉薨去の所からこの章段を起こし、慶長の役の軍功のところは『日州庄内軍記』の第四章「関白秀吉公御逝去并家康公忠恒公え幸侃逆心之儀御注進之事」からその折の感状を引いて差し換えている。しかし、幸侃の屋敷のことから守護方が幸侃の処置をためらっている間に石田三成の注進もあり、遂に忠恒が手打ちにするところまでは、手打ちの場面に「忠棟か陰謀露頭の事付誅せらる、事」の該当部が使われているものその他は何に依つたか詳にし得ない。幸侃を手打ちにしたことを伊集

て示す。

斯×テ文録三年秋秀吉公薩隅日三州ノ田畔畝經略ヲ可被正トテ石田治部少輔三成其事業ヲ司任リ檢地竿取奉行トシテ田中信濃守黒川左近將監大首新介小路傳五大橋某等 其外五十余人 下向アリシ三州地下同年 九月十四日 大口之地ヨリ（以下略）

人名に詳略の違いがあるが、両者の関係は疑いを入れまい。その関係だが、「斯テ」という繋ぎの言葉を『庄内陣記』が入れていること、両者の関係が認められるのは「拾遺」の引用部に止まることから、先述のように『庄内陣記』が『世禄記』、しかも二巻本『庄内軍記』引用の「拾遺」に依ったという風に考えたい。

次に、「三ヶ国檢地竿入」が終わって、島津家領内の「本領所替」に進むと、今度は二巻本『庄内軍記』本文に依って記していると考えられる。その最初の部分を、『世禄記』の場合と同じようにして示そう。

惣依テ文禄四年乙未三ヶ国ノ臣下本領新恩ノ地ヲ不諸大名の選補悉ク改易セラル論時成哉抑命成哉譜代不変ノ領地裔地ヲモ皆此時ニ没収セラレテ僅の庄二院 一所 懸命ノ地ト称シテ家ヲ他境ノ土ニ移シ糧ヲ（以下略）

これも両者の関係は疑いを入れないだろう。両者は殆んど同文である。更に、宮之城に移った北郷一族の名前を挙げたところに進むと、又変わって今度は『日州庄内軍記』に依っているらしく見える。

相×從忠虎高麗於唐鳴病死ニ拾九歳成依之舍弟宗次郎ニ久事代なり 四番目ノ息女女子×××××××××× 五

男宗次郎三成久後××××××××××作左衛門尉加賀守ト号ス六男久次郎久村七男新次郎忠頼天正十五 八男次郎八久榮其外一族ニハ来住口番頭不残并

これも両者の関係は疑いを入れまい。なお、『庄内陣記』が、「作左衛門尉」・「久次郎」を補っているように、主に名称に訂正の手を加えていることも認められよう。

以上のように、『庄内陣記』は二巻本『庄内軍記』、それに付けられている「拾遺」（なお、都城島津家には、鹿児島県立図書館蔵本のそれが独立したような『庄内軍記拾遺』がある。史料編纂所蔵本に依る）、並びに『日州庄内軍記』、その他の伝承・記録を編集し、改訂の筆を加えて成ったものと考えられる。

次に、『庄内陣記』の、『日州庄内軍記』がおよぶ十章段をその成り立ちによって分類して示す。

イ『日州庄内軍記』（第六章「忠恒公日州御出馬之事」の途中まで）を利用していないと見られる章段

自守護方庄内入忍事

二巻本『庄内軍記』の第八章「忍を庄内に入る事」の中の前後を入れ換え、その間に第四章「忠真大河原山に遊ぶ事並飛脚到来の事」

から三月三日に守護方武将が交わした起請文を置いている。この為この章段は、前段の都城の臨戦態勢を受けて、これに対する周辺の守護方の対応、布陣を記し、結束を固めたことを示すべく起請文が示されることになる。更にその対応の一環として築地・岩満二人の忍びが庄内方に入れられ、彼らの冒険が語られて行く。ここで採ら

（以下略）

玉里文庫本『庄内陣記』の性格等

橋口晋作

玉里文庫本『庄内陣記』の性格について、筆者は先に本誌第十一号所載の「『庄内陣記』都城鹿兒島県立図書館蔵本校異（異文）表（上）」の解説にあたるところで、「鹿兒島県立図書館蔵本周辺の『庄内陣記』を『拾遺』の諸伝で改訂し、編集して、主に「成立した」と述べたのであったが、昨年、本誌第十三号に鹿兒島県立図書館所蔵の『日州庄内陣記』を翻刻して、この本にも前二つに劣らない程の関係があることに気付いたので、先の私見を補訂すべく、ここに現在に至るまでの調査・研究の結果を示すことにする。

一

『庄内陣記』の編著者については依然として詳にし得ない。しかし、この編著者は一向宗問題に関心を持っていたかとも思われ、『庄内陣記』諸本や「拾遺」には見られない、「先是秀吉公計策ヲメクラシ本願寺住光佐上人相具シテ於西国先達一向宗之宗門ヲ令弘教内間トシテ兵糧等ノコト專一向宗類取始ヨリ内應シケル」二右衛門太夫忠棟ハ一向宗ニ帰依シテ」と言った表現が加えられて居る。但し、これは依拠資料の問題に過ぎないとする見方も出来る訳で、現に、頭注には白石永仙も一向僧

ではなかったかという説（墨書）が引かれている。

成立については、北川鐵三氏に「『庄内陣記』は著者および成立年代の明記を欠いているが、本文七十一丁の上欄に、著者が、『財部合戦は普通の庄内陣記等に載す（中略）予諸家の覚書等を纂めて之を校して之を録す」と注記していることよって、『庄内陣記』の成立後に、『庄内陣記』を撰録している事実を知る。これだけで『庄内陣記』の成立年代を推定できないが、おそらくは近世の中ごろを降らないであろう。」という指摘がある。『庄内陣記』には墨と朱による注記が見られるのであるが（後録）、北川氏の紹介されたものは墨による注記である。この墨記を編著者の注記とすれば、同じ墨による注記に、後録のように「明和年中新田開キ」という表現が二箇所^{一七六四七}に亙って出てくるので、『庄内陣記』の成立は明和以後に、近世後期にまで下げなければなるまいと考える。

二

次に本文の性格について、具体的に、分かったことを記すことにする。『庄内陣記』本文の性格が最も宜く顕れている章段「三ヶ国検地竿入并本領所替之事」を見てみることにしよう。

まず、この冒頭部「三ヶ国検地竿入」は、『庄内陣記』の増補記事かと見られるのであるが、それは二巻本『庄内陣記』の「拾遺」にある『世祿記』（からの引用）に依って増補されたらしい。次に『庄内陣記』の冒頭部を示し、『世祿記』（引用に依る）の異同をその右に校異とし